

災害時における河川及びダム等災害応急復旧業務に関する協定（案）  
土木編（事務所管内）

北海道開発局網走開発建設部 北見河川事務所長 尾形 寿（以下「甲」という。）と〇〇会社 代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、地震、津波、洪水、水質事故、大規模な事故、土砂災害等により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、河川及びダム等災害応急復旧業務（巡視、緊急点検、水防活動、水質事故対策、土砂災害応急対策等を含む。以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する河川、ダム及び担当する土砂災害警戒区域等（以下「河川及びダム等」という。）において、業務に必要な建設機械、資材、労務等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と軽減、被災施設の早期復旧について、その円滑な対策を期することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、No.〇 〇〇〇ブロックとし、別図に示す範囲とする。

（業務の実施体制）

- 第3条 甲は、河川及びダム等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は書面又は電話等により乙に業務の出動を要請するものとする。
- 2 乙は、業務の要請を受けた場合、直ちに河川及びダム等の被害状況等を把握し、甲の指示により該当事象に対する業務を実施するものとする。ただし、甲乙相互の通信連絡が不能のため、第1項の要請が不可能な場合には、乙の判断により担当の業務を実施するものとする。ただし、火山噴火の場合は必ず甲の指示により業務を実施するものとする。
- 3 乙は、業務の出動要請を受けた場合、または前項ただし書きによる乙の判断により業務を実施する場合は、速やかに現場責任者を定め、甲に報告するものとする。

（業務の指示）

第4条 業務の指示は甲が行うものとし、乙は甲の指示に従うものとする。

（臨機の措置）

第5条 乙は、業務の実施にあたって、河川管理施設及びダム設備等で異常事態等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、臨機の措置を講ずるとともに直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

（業務の着手及び完了）

第6条 乙は、業務に着手及び完了したときは、電話等により直ちに甲にその旨を報告するものとする。

（業務の実施報告）

第7条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻、使用した建設資機材等を速やかに書面により甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第8条 甲は、第3条第1項及び第2項ただし書きにより乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（建設資機材等の報告、提供等）

- 第9条 乙は、予め第3条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。
- 2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき又は建設資機材等の現状について甲が報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、甲が所有する建設資機材等について、予め乙に書面により通知するものとする。

4 甲及び乙は、この協定に基づく業務に関し、それぞれからの要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第10条 甲が特に必要として第2条に規定する以外のブロックに出動を要請したときは、乙は原則としてこれに応ずるものとする。

(費用の請求、支払い)

第11条 乙は、業務完了後、当該業務に要した費用を第8条により締結した契約に基づき甲へ請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、請求内容を精査し第8条により締結した契約に基づき、その費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第12条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

(訓練等への参加)

第13条 乙は、甲が主催する業務に係る会議、訓練、講習会等に参加要請があった場合は、原則として参加するものとする。講習会等参加に要する費用は乙が負担するものとする。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期限は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、甲乙双方から申し出がない場合は、本協定の有効期限が満1年間、延長されるものとする。

(協定締結の解除)

第15条 甲は乙に対して本協定を締結することが著しく不相当と認められる場合又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出を行った場合、甲乙が協議のうえ、協定締結を解除することができる。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第17条 本協定の証として、本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有するものとする。

平成30年4月2日

甲 北海道開発局網走開発建設部  
北見河川事務所長 尾形 寿 印

乙 ○○会社  
代表取締役 ○○ ○○ 印

災害時における土砂災害応急対策業務に関する協定（案）  
土木編（事務所管外）

北海道開発局網走開発建設部 北見河川事務所長 尾形 寿（以下「甲」という。）と〇〇会社 代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、土砂災害の発生時における被害の発生又は被害の拡大の防止のため、土砂災害応急対策業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が担当する土砂災害警戒区域等（以下「区域等」という。）において、業務に必要な建設機械、資材、労務等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって被害の発生又は拡大の防止について、その円滑な対策を期することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、No.〇 〇〇〇ブロックとし、別図に示す範囲とする。

（業務の実施体制）

第3条 甲は、区域等において業務の必要がある場合は、書面又は電話等により乙に業務の出動を要請するものとする。  
2 乙は、業務の要請を受けた場合、直ちに区域等の災害状況等を把握し、甲の指示により該当事象に対する業務を実施するものとする。ただし、甲乙相互の通信連絡が不能のため、第1項の要請が不可能な場合には、乙の判断により担当ブロックの業務を実施するものとする。ただし、火山噴火の場合は必ず甲の指示により業務を実施するものとする。  
3 乙は、業務の出動要請を受けた場合、または前項ただし書きによる乙の判断により業務を実施する場合は、速やかに現場責任者を定め、甲に報告するものとする。

（業務の指示）

第4条 業務の指示は甲が行うものとし、乙は甲の指示に従うものとする。

（臨機の措置）

第5条 乙は、業務の実施にあたって、土砂災害発生箇所において異常事態等が発生、又は発生するおそれがある場合は、臨機の措置を講ずるとともに直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

（業務の着手及び完了）

第6条 乙は、業務に着手及び完了したときは、電話等により直ちに甲にその旨を報告するものとする。

（業務の実施報告）

第7条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻、使用した建設資機材等を速やかに書面により甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第8条 甲は、第3条第1項及び第2項ただし書きにより乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（建設資機材等の報告、提供等）

第9条 乙は、予め第3条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。  
2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき又は建設資機材等の現状について甲が報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。  
3 甲は、甲が所有する建設資機材等について、予め乙に書面により通知するものとする。  
4 甲及び乙は、この協定に基づく業務に関し、それぞれからの要請があったときは、特別な

理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第10条 甲が特に必要として第2条に規定する以外のブロックに出動を要請したときは、乙は原則としてこれに応ずるものとする。

(費用の請求、支払い)

第11条 乙は、業務完了後、当該業務に要した費用を第8条により締結した契約に基づき甲へ請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、請求内容を精査し第8条により締結した契約に基づき、その費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第12条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

(訓練等への参加)

第13条 乙は、甲が主催する業務に係る会議、訓練、講習会等に参加要請があった場合は、原則として参加するものとする。講習会等参加に要する費用は乙が負担するものとする。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期限は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、甲乙双方から申し出がない場合は、本協定の有効期限が満1年間、延長されるものとする。

(協定締結の解除)

第15条 甲は乙に対して本協定を締結することが著しく不相当と認められる場合又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出を行った場合、甲乙が協議のうえ、協定締結を解除することができる。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第17条 本協定の証として、本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有するものとする。

平成30年4月2日

甲 北海道開発局網走開発建設部  
北見河川事務所長 尾形 寿 印

乙 ○○会社  
代表取締役 ○○ ○○ 印

# 災害時における河川及びダム等災害応急復旧業務に関する協定（案）

## 機械設備編

北海道開発局網走開発建設部 北見河川事務所長 尾形 寿（以下「甲」という。）と〇〇会社 代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、地震、津波、洪水、大規模な事故、土砂災害等により、河川管理施設における機械設備等において、機能障害の発生し又はその恐れがある場合、河川及びダム等災害応急復旧業務（巡視、緊急点検等を含む。以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が管理する河川管理施設における機械設備等（以下「機械設備等」という。）において、機能障害が発生し、又は発生するおそれがある場合、業務に必要な建設機械、資材、労務等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって機械設備等の機能回復について、その円滑な対策を期することを目的とする。

### （業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、No.〇 〇〇〇ブロックとし、別図に示す範囲とする。

### （業務の実施体制）

- 第3条 甲は、機械設備等において、機能障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、書面又は電話等により乙に業務の出動を要請するものとする。
- 2 乙は、業務の要請を受けた場合、直ちに機械設備等の機能障害の状況等を把握し、甲の指示により該当事象に対する業務を実施するものとする。ただし、甲乙相互の通信連絡が不能のため第1項の要請が不可能な場合には、乙の判断により担当ブロックの業務を実施するものとする。
- 3 乙は、業務の出動要請を受けた場合または前項ただし書きによる乙の判断により業務を実施する場合は、速やかに現場責任者を定め、甲に報告するものとする。

### （業務の指示）

第4条 業務の指示は甲が行うものとし、乙は甲の指示に従うものとする。

### （臨機の措置）

第5条 乙は、業務の実施にあたって、機械設備等において異常事態等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、臨機の措置を講ずるとともに直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

### （業務の着手及び完了）

第6条 乙は、業務に着手及び完了したときは、電話等により直ちに甲にその旨を報告するものとする。

### （業務の実施報告）

第7条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻、使用した建設資機材等を速やかに書面により甲に報告するものとする。

### （契約の締結）

第8条 甲は第3条第1項及び第2項ただし書きにより乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

### （建設資機材等の提供等）

第9条 甲及び乙はこの協定に基づく業務に関し、それぞれからの要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第10条 甲が特に必要として第2条に規定する以外のブロックに出動を要請したときは、乙は原則としてこれに応ずるものとする。

(費用の請求、支払い)

第11条 乙は、業務完了後、当該業務に要した費用を第8条により締結した契約に基づき甲へ請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、請求内容を精査し第8条により締結した契約に基づき、その費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第12条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

(訓練等への参加)

第13条 乙は、甲が主催する業務に係る会議、訓練、講習会等に参加要請があった場合は、原則として参加するものとする。講習会等参加に要する費用は乙が負担するものとする。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期限は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、甲乙双方から申し出がない場合は、本協定の有効期限が満1年間、延長されるものとする。

(協定締結の解除)

第15条 甲は乙に対して本協定を締結することが著しく不相当と認められる場合又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出を行った場合、甲乙が協議のうえ、協定締結を解除することができる。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第17条 本協定の証として、本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有するものとする。

平成30年4月2日

甲 北海道開発局網走開発建設部  
北見河川事務所長 尾形 寿 印

乙 ○○会社  
代表取締役 ○○ ○○ 印

# 災害時における河川及びダム等水質事故時の水質分析等業務に関する協定（案）

## 水質分析編

北海道開発局網走開発建設部 北見河川事務所長 尾形 寿（以下「甲」という。）と〇〇会社 代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、水質事故発生時における被害が発生し、又は被害の拡大防止、適切な事故対策等を行うため、河川及びダム等水質事故時の水質分析等業務（巡視、緊急点検等を含む。以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が管理する河川及びダム（以下「河川及びダム等」という。）において、水質事故発生時における被害が発生し、又は被害の拡大防止、適切な事故対策等を行うため、業務に必要な資材、器材、労務等（以下「資器材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって水質事故の拡大防止と軽減、障害等の早期除去等について、その円滑な対策を期することを目的とする。

### （業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、No.〇 〇〇〇ブロックとし、別図に示す範囲とする。

### （業務の実施体制）

第3条 甲は、河川及びダム等において、水質事故が発生し業務が必要なときは、書面又は電話等により乙に業務の出動を要請するものとする。

2 乙は、業務の要請を受けた場合、直ちに河川及びダム等における水質事故の状況等を把握し、甲の指示により業務を実施するものとする。ただし、甲乙相互の通信連絡が不能のため、第1項の要請が不可能な場合には、乙の判断により担当ブロックの業務を実施するものとする。ただし、火山噴火の場合は必ず甲の指示により、業務を実施するものとする。

3 乙は、業務の出動要請を受けた場合または前項ただし書きによる乙の判断により業務を実施する場合は、速やかに現場責任者を定め、甲に報告するものとする。

### （業務の指示）

第4条 業務の指示は甲が行うものとし、乙は甲の指示に従うものとする。

### （臨機の措置）

第5条 乙は、業務の実施にあたっては、水質事故により異常事態等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、臨機の措置を講ずるとともに直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

### （業務の着手及び完了）

第6条 乙は、業務に着手及び完了したときは、電話等により直ちに甲にその旨を報告するものとする。

### （業務の実施報告）

第7条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻、使用した資器材等を速やかに書面により甲に報告するものとする。

### （契約の締結）

第8条 甲は、第3条第1項及び第2項ただし書きにより乙に出動要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

### （資器材等の提供）

第9条 甲及び乙はこの協定に基づく業務に関し、それぞれからの要請があったときは、特別な理由がない限り相互に資器材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第10条 甲が特に必要として第2条に規定する以外のブロックに出動を要請したときは、乙は原則としてこれに応ずるものとする。

(費用の請求、支払い)

第11条 乙は、業務完了後、当該業務に要した費用を第8条により締結した契約に基づき甲へ請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、請求内容を精査し第8条により締結した契約に基づき、その費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第12条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

(訓練等への参加)

第13条 乙は、甲が主催する業務に係る会議、訓練、講習会等に参加要請があった場合は、原則として参加するものとする。講習会等参加に要する費用は乙が負担するものとする。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期限は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、甲乙双方から申し出がない場合は、本協定の有効期限が満1年間、延長されるものとする。

(協定締結の解除)

第15条 甲は乙に対して本協定を締結することが著しく不相当と認められる場合又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出を行った場合、甲乙が協議のうえ、協定締結を解除することができる。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第17条 本協定の証として、本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有するものとする。

平成30年4月2日

甲 北海道開発局網走開発建設部  
北見河川事務所長 尾形 寿 印

乙 ○○会社  
代表取締役 ○○ ○○ 印



## 災害時における河川及びダム等緊急調査等業務に関する協定（案） 測量等編

北海道開発局網走開発建設部 北見河川事務所長 尾形 寿（以下「甲」という。）と〇〇会社 代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、地震、津波、洪水、大規模な事故、土砂災害等により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、河川及びダム等緊急調査等業務（測量・調査及び簡易構造物設計を含む。以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が管理する河川、ダム及び担当する土砂災害警戒区域等（以下「河川及びダム等」という。）において、災害の発生し、又は発生するおそれがある場合、業務に必要な資材、機材、労務等（以下「資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に向けた諸調査及び設計業務等について、その円滑な対策を期することを目的とする。

### （業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、No.〇 〇〇〇ブロックとし、別図に示す範囲とする。

### （業務の実施体制）

第3条 甲は、河川及びダム等に災害が発生し、若しくはその恐れがある場合は、書面または電話等により乙に業務の実施を要請するものとする。

2 乙は、業務の要請を受けた場合、直ちに河川及びダム等の被害状況等を把握し、甲の指示により該当事象に対する業務を実施するものとする。ただし、甲乙相互の通信連絡が不能のため、第1項の要請が不可能な場合には、乙の判断により担当範囲の業務を実施するものとする。ただし、火山噴火の場合には必ず甲の指示により、業務を実施する。

3 乙は、業務の実施要請を受けた場合または前項ただし書きによる乙の判断により業務を実施する場合は、速やかに現場責任者を定め、甲に報告するものとする。

### （業務の指示）

第4条 業務の指示は甲が行うものとし、乙は甲の指示に従うものとする。

### （業務の着手及び完了）

第5条 乙は、業務に着手及び完了したときは、電話等により直ちに甲にその旨を報告するものとする。

### （業務の実施報告）

第6条 乙は、業務が完了したときは、業務の実施内容及び使用した資器材等を速やかに書面により甲に報告するものとする。

### （契約の締結）

第7条 甲は、第3条第1項及び第2項ただし書きにより乙に出動要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

### （資機材等の提供）

第8条 甲及び乙はこの協定に基づく業務の実施に関し、それぞれからの要請があったときは、特別な理由がない限り相互に資機材等を提供するものとする。

### （業務の特例）

第9条 甲が特に必要として第2条に規定する以外のブロックにおいて調査の実施を要請したときは、乙は原則としてこれに応ずるものとする。

### （費用の請求、支払い）

第10条 乙は、業務完了後、当該業務に要した費用を第7条により締結した契約に基づき甲

へ請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、請求内容を精査し第7条により締結した契約に基づき、その費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第11条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき又は資器材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

(訓練等への参加)

第12条 乙は、甲が主催する業務に係る会議、訓練、講習会等に参加要請があった場合は、原則として参加するものとする。講習会等参加に要する費用は乙が負担するものとする。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期限は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、甲乙双方から申し出がない場合は、本協定の有効期限が満1年間、延長されるものとする。

(協定締結の解除)

第14条 甲は乙に対して本協定を締結することが著しく不相当と認められる場合又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出を行った場合、甲乙が協議のうえ、協定締結を解除することができる。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第16条 本協定の証として、本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有するものとする。

平成30年4月2日

甲 北海道開発局網走開発建設部  
北見河川事務所長 尾形 寿 印

乙 ○○会社  
代表取締役 ○○ ○○ 印